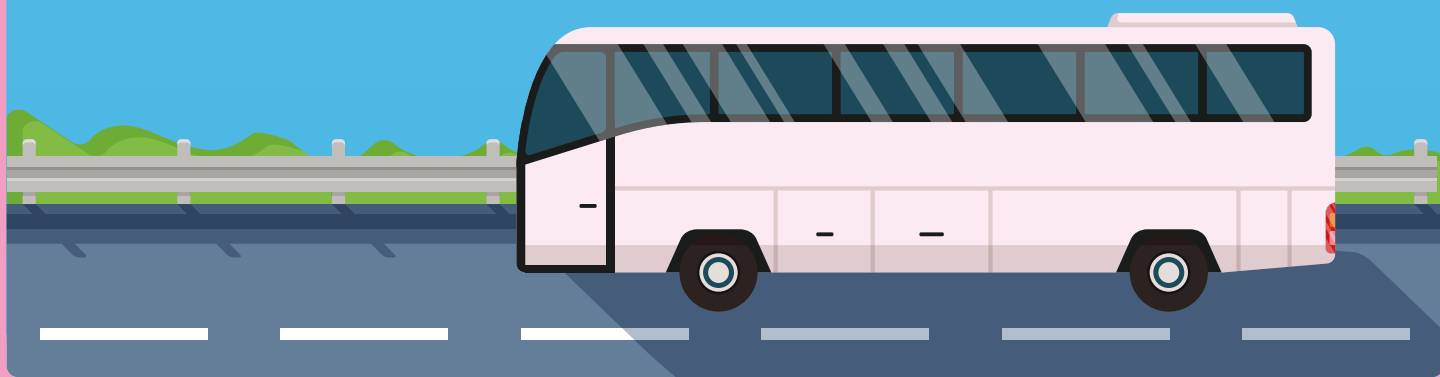


貸切バスの 公示運賃・料金のご案内

〈改訂版〉

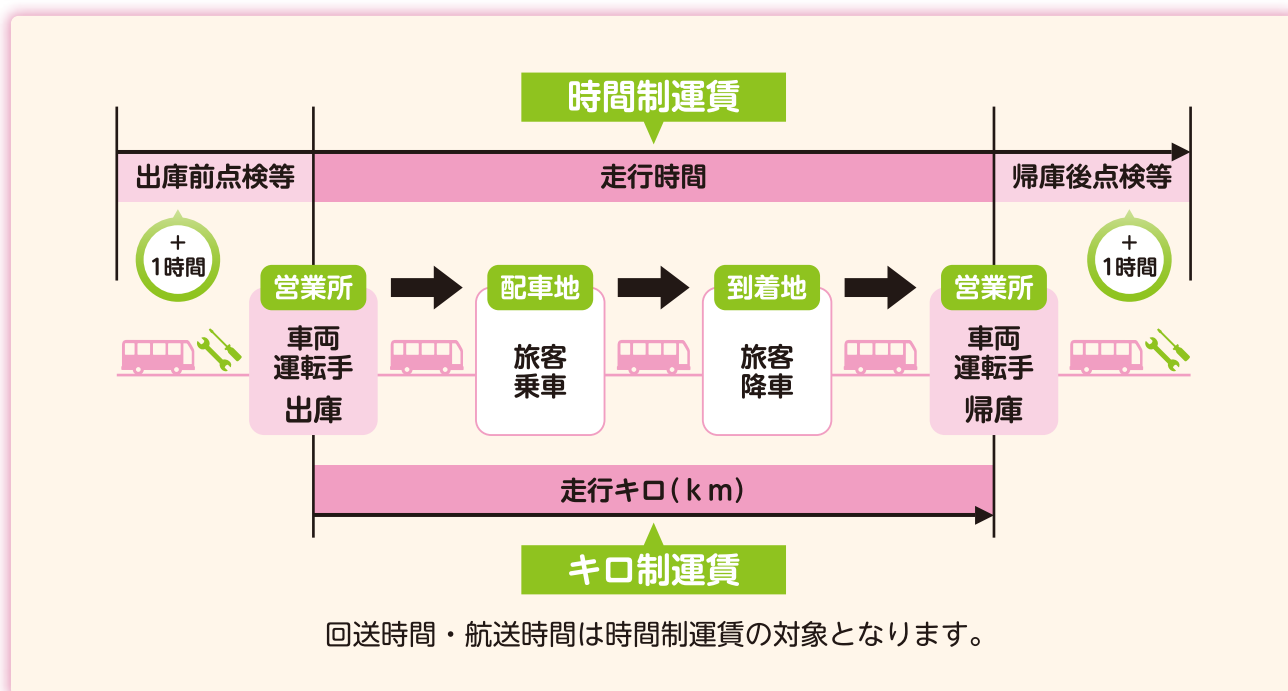


Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai
東北六県バス協会連合会



運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



時間制運賃について

走行時間に出庫前及び帰庫後の点検等の2時間を加え、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合

宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点検等の時間として加算。

※フェリーを利用した場合

フェリー乗船中の航送時間も時間制運賃の対象とし、8時間を上限として加算。(超える場合は休息期間)

キロ制運賃について

走行キロ(回送を含む出庫から帰庫までの距離)に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

令和7年9月26日付公示運賃

運賃	時間制運賃 (1時間あたり)	車種	基準額
		大型車	7,130円
		中型車	6,020円
		小型車	5,270円
		コミューター車	4,700円
	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	180円
		中型車	160円
		小型車	140円
		コミューター車	120円

(東北運輸局)

大型車 … 車両の長さ9m以上又は旅客席数50人以上

中型車 … 大型車、小型車、コミューター車以外のもの

小型車 … 車両の長さ6m以上8m以下で、かつ旅客席数33人以下

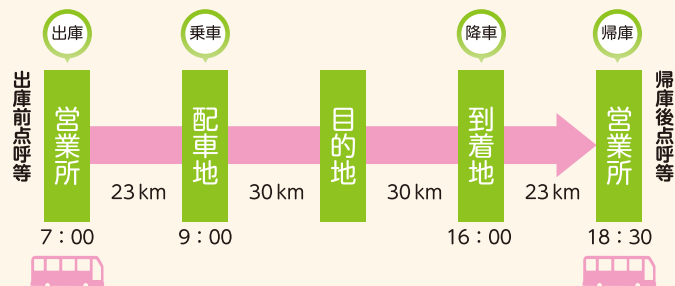
コミューター車 … 車両の長さ6m未満で、かつ旅客席数14人以下

3時間以内の運行の場合(最低運賃)

(3時間 + 2時間) × 時間単価 + キロ制運賃

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。

運賃算出の例



大型車を利用・基準額で算出(税別)
時間制運賃 7,130 円 × 14 時間 ※1 = **99,820 円**
キロ制運賃 180 円 × 110 km ※2 = **19,800 円**

時間制運賃 + キロ制運賃 =
基準額119,620円以上で運賃を決定します。
※1. 30分以上は1時間に切り上げ ※2. 10km未満は10kmに切り上げ

02 料金



料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。
交替運転者配置料金の基準額以上で計算した額を適用。
(交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものととして適用する。)

② 深夜早朝運行料金

深夜 22 時～翌朝 5 時の間に点呼・点検等の時間及び走行する時間(回送時間を含む)
が生じた際に適用される料金。

③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数) とした時に 70% 以上高額の場合に適用。

料 金		基準額
交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	20円
	時間制料金 (1時間あたり)	2,400円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び 交替運転者配置料金 (時間制料金) の 2 割増
特殊車両割増料金		設備や購入価格等 を勘案した割増率

03 実費



運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例：ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料 など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。



よくある質問

Q なぜ、国はこのタイミングで貸切バスの運賃改定を行ったのか。

A 貸切バス事業者が深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるよう、社会経済情勢の変化に合わせて改定を行うものです。なお、国においては、物価の変動等、実態に合った運賃となるよう、2年に1度の頻度で公示運賃の見直しを行うことになりました。

Q 運賃の上限はいくらでもよいのか。運送引受書に上限額を記載する必要はあるのか。

A 貸切バス事業者が届け出た下限額以上であれば、提供するサービスに見合った運賃を設定することが可能になります。運送引受書への記載も不要です。

Q 新運賃・料金の実施にあたり、経過措置はあるのか。

A 貸切バス事業者が新運賃・料金の実施日までに運送の引受に合意した場合は、従前の運賃・料金を適用することが可能です。ただし、運賃改定の趣旨を踏まえると新運賃・料金の適用が望ましいので、長期の契約については、新運賃・料金の適用をご検討いただきますようお願いします。

Q 修学旅行等の学校行事は1年前くらいに決定することが多い。
既に旅行会社が従前の運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。

A 令和9年3月31日までに実施される**学校行事として行われる宿泊を伴う修学旅行等**については、新たな運賃・料金の実施日前日までに学校側と旅行業者の間で旅行を催行する旨の合意がなされており、かつ、貸切バス事業者が従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、従前の運賃・料金での運送が可能です。

Q 交替運転者の配置料金も変わるのか。

A 交替運転者の配置料金も運賃同様に、社会経済情勢に見合った料金に変更になりました。

貸切バスの運賃・料金事前届出違反に対する処分基準

道路運送法第9条の2第1項

【運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反】

初違反 … 60日車の車両使用禁止

再違反 … 120日車の車両使用禁止

道路運送法第10条

【運賃又は料金の割戻しの禁止違反】

初違反 … 60日車の車両使用禁止

再違反 … 120日車の車両使用禁止

平成28年12月1日施行



貸切バスの調達に係る入札などにおける留意点

① 運賃及び料金

①制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。**従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届けた運賃及び料金である必要があることに注意してください。**

②貸切バス運賃・料金の計算方法

平成 26 年 4 月より、運行の安全性を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始され、令和 7 年 9 月に社会経済情勢に見合った見直しが行われました。

新運賃制度では、運行開始（出庫）から運行終了（帰庫）までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間（2時間）を加えた時間に、1時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。

各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃を公示しています。

② 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することをお勧めします。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

③ 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされています。**しかし、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことをお勧めします。**

（国土交通省物流・自動車局 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインより抜粋）

❗ 下記項目をよくお読みください。

ご注意ください

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ等の安全を阻害する行為が行われた場合の対応について。

旅行事業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行事業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行事業者等に対しては立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

自治体の場合

自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、地方自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言を行います。



Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai

東北六県バス協会連合会

東北六県バス



貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマーク



このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。「SAFETY BUS」（セーフティバス）は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味します。（日本バス協会ホームページ参照）



このパンフレットは環境に配慮した
植物油インキを使用しています